

**東松島市大曲保育所運営等事業者募集
仕様書**

令和8年6月

1 事業名

東松島市大曲保育所運営等事業者募集

2 対象となる保育所

東松島市大曲保育所

3 事業目的

東松島市（以下「市」という。）は、東松島市公立保育所再編計画（令和7年10月策定）に基づき、東松島市大曲保育所（以下「大曲保育所」という。）を民営化するため、設置運営を適切かつ円滑に行い、入所児童及び地域の児童並びにその保護者の福祉の増進を図ることができる事業者を募集し、大曲保育所を移管する。

なお、民営化後の施設類型については、認可保育所を基本とする。ただし認定こども園等、就学前教育・保育に係る他の施設類型による提案も選択肢として認めるものとする。その場合は、施設整備の妥当性及び運営の継続性等を踏まえ、合理的な提案とすること。

4 対象施設の概要

(1) 施設

施設名	大曲保育所（現施設）
施設種別	児童福祉法に定める認可保育所
利用定員	100人
所在地	東松島市大曲字筒場 89 番地 1
現施設開所年月日	昭和 60 年 4 月 1 日
建物延床面積	965.97 m ² （増築部分 508.21 m ² ）
建築年	昭和 59 年（増築部分平成 26 年）
建物構造	鉄筋コンクリート造 2 階建

(2) 近年の入所状況（各年度 4 月 1 日時点）

	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
令和 4 年度	6	16	19	16	28	22	107
令和 5 年度	6	17	18	25	16	28	110
令和 6 年度	6	18	16	25	25	15	105
令和 7 年度	5	18	17	22	27	25	114
令和 8 年度	4	18	18	20	23	27	110

5 スケジュール

令和 8 年度中に大曲保育所を移管する事業者を選定する。選定された事業者を優先交渉法人とし、市と覚書等を締結した事業者を移管法人という（以下、特記なき限り事業主体を「移

管法人」という)。引継ぎ等を経て令和10年4月1日開園（移管法人選定後は個別にスケジュールを調整するものとする）。引継ぎ等については、市と協議のうえ、実施するものとする。

時期	内容
令和8年6月	事業者募集
令和8年9月下旬	優先交渉法人決定
令和8年12月	覚書等締結（移管法人選定）
令和9年4月	新施設整備開始 ※補助金内示後
令和9年10月	保育園設置認可申請
令和10年1月～令和10年3月	保育所行事・運営等の引継ぎ
令和10年4月1日	開園

6 定員設定

市全体の保育需要の受け皿としての役割を果たすことができる保育施設とするため、本仕様書「4 対象施設の概要」の（2）の表（過去5年間の年齢別入所児童数）を参考として、概ね110人の認可定員とすることを基本（下表【参考1】参照）とする。特に、0歳児、1歳児、2歳児については、近年の入所希望の動向を踏まえ、現行よりも定員を拡大する方向で検討すること。ただし、これを基本としつつも、他の年齢区分の定員設定を妨げるものではない。

なお、下表【参考2】に示す定員内訳は、令和8年4月1日時点の認可定員を参考として表記したものであり、応募にあたっては、この数値を踏まえつつ、市の方針である「概ね110人」の定員設定に向けた具体的な構成を提案すること。

また、認定こども園等の他の施設類型を提案する場合は、当該類型に応じた基準に基づき、定員を設定すること。

【参考1】想定する認可定員（合計110人）>

0歳児 クラス	1歳児 クラス	2歳児 クラス	3歳児 クラス	4歳児 クラス	5歳児 クラス	合計
6人	18人	18人	22人	23人	23人	110人

【参考2】令和8年4月1日時点の認可定員（合計100人）

0歳児 クラス	1歳児 クラス	2歳児 クラス	3歳児 クラス	4歳児 クラス	5歳児 クラス	合計
3人	12人	15人	20人	25人	25人	100人

7 施設整備にかかる諸条件

（1）費用負担

ア 施設の整備（開発行為含む。）に要する費用は、移管法人の負担とする。都市計画法、建築基準法等の関係法令の規定により施設建設に伴い必要となる諸手続きに要する費用も同様とする。

イ 本事業は、就学前教育・保育施設整備交付金等、国庫補助事業の採択を前提として

いるため、国の動向を十分把握のうえ、就学前教育・保育施設整備交付金を十分理解したうえ事業計画等を立案すること（事業採択が無かった場合、計画を中止又は延期することがある。）。

ウ 開設予定新施設の整備については、移管法人自らが発注し、令和9年4月から令和10年2月までの間に整備すること。関係法令を遵守したうえで、保育施設として令和10年4月に開設できるよう、設計、施工事業者選考及び施工期間については、十分な余裕を持った計画提案とすること。

エ 移管法人が発注する保育施設の建設工事については、条件に適合する場合、予算の範囲内において、市の補助金が活用できる場合がある。

オ エの補助金については、国の制度改正等により内容が変更となる場合がある。また、市の予算成立状況で交付の可否が決定されるものであるため、補助金額等は変更となる場合がある。

カ 移管法人以外の者が建物を新規に建設し、当該建物を移管法人が賃借して施設を整備する場合、その賃借費用は補助対象外となり、移管法人の自己負担となる。ただし、賃借料については、公定価格（委託費・上限あり）の範囲で支給される場合がある。

（2）新施設整備方法

本件について、就学前児童及び保護者への影響に配慮し、「直接移管方式」又は「新規開設方式」のいずれかによる方法により実施するものとする。方式そのものの選択を評価対象とせず、「選択した方式に応じた実現可能性・妥当性・安全性等」を評価軸とする。

なお、認定こども園等の施設類型を提案する場合は、当該類型に必要な施設基準・設備基準を満たす整備計画であること。

ア 直接移管方式

既存の土地・建物を活用し、運営するもの。土地については、東松島市と移管法人による無償の賃貸借契約を締結、建物については、移管法人へ無償譲渡とする。修繕工事については必要に応じて移管法人が行うこと。

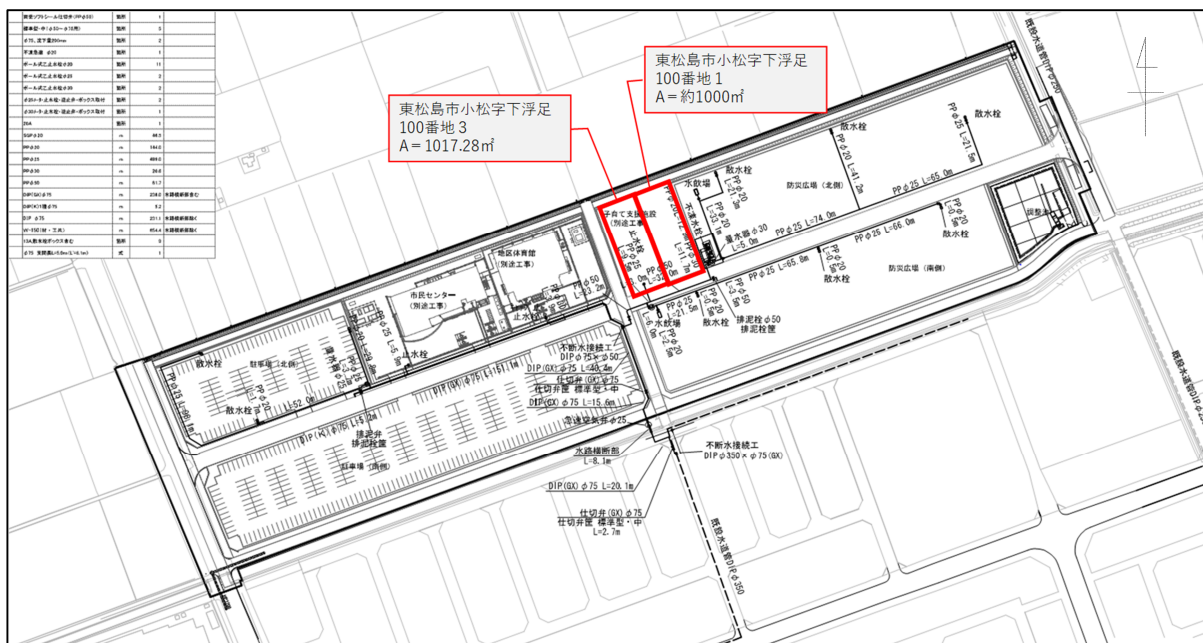
なお、移管法人が新施設の建設等移管の準備を行っている期間においても大曲保育所は運営を行うことから、仮施設を用意する等、十分に配慮すること。

イ 新規開設方式

既存保育所の周辺（既存保育所を中心とした概ね1km圏内）において、移管法人が土地を確保（自己所有・借地のいずれも可）し、新築整備するもの。なお、移管法人の希望がある場合は、市が指定する土地（東松島市小松字下浮足100番地3 1017.28㎡及び同100番地1の一部 約1000㎡）を無償で貸し付けるものとし、建物については、100番地1の一部約1000㎡のうち、北側の約500㎡程度に建築することとする。当該指定地を活用する場合であっても、インフラ整備等の施設建設に伴う一切の費用は移管法人の負担とする。

なお、整備にあたっては、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定

める条例（平成24年宮城県条例第91号）、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年宮城県規則第37号）等の関係法令に従うこと。



(3) 駐車場

職員及び送迎用駐車場については、本敷地内に整備することを原則とするが、移管法人が周辺に用意する土地を駐車場として利用することを妨げない。

なお、保護者による送迎に関しては、通行者の安全確保かつ周辺道路の渋滞が発生しないよう動線を確認すること。

また、市が指定する土地に施設を整備する場合、東松島市小松字下浮足 100 番地 3 (1017.28 ㎡) に整備済みの駐車場、及び周辺の既存駐車場を利用することも可能とする。

(4) 環境的配慮

大曲保育所は住宅地に隣接しており、保育所付近の道路は交通量が多く、近隣小学校の通学路となっている。このため、施設整備後の保育施設利用者、通行者及び近隣住民への安全確保、騒音対策、日照権の確保、砂塵対策等に十分配慮すること。

なお、施設整備工事期間中においても、通行の安全確保及び騒音対策等、近隣地域への影響に十分留意すること。

また、近隣住民説明会開催にあたり市から要請があった場合は、移管法人も説明者として参加をすること。

(5) 水害対策

本敷地及びその周辺地域は、浸水想定区域及び浸水継続時間が次のとおり想定されている。

○東松島市防災マップ 洪水・土砂災害ハザードマップ (0.5m以上～3.0m未満)

<https://www.city.higashimatsushima.miyagi.jp/bousaimap>

また、浸水のおそれのある場合には、休園措置や園児及び職員が早急に避難するための計

画を策定することはもとより、敷地又は建物についても十分な浸水対策を講じた施設整備計画とすること。

○敷地又は建物については、以下のような具体的な浸水対策を講じることを推奨する。

- ・ 床上浸水を防ぐための基礎高の確保（目安：GL+1.0m 以上）
 - ・ 避難階段や屋上避難スペースの設置
 - ・ 電気設備・給湯設備の高所設置
 - ・ 避難計画に基づく避難経路図の整備
 - ・ 非常用備蓄品（食料・水・簡易トイレ等）の確保

なお、上記は一例であり、地域特性や施設構造に応じた対策を提案書に明記すること。

8 施設運営に係る諸条件

民営化後の保育施設運営は、児童福祉法第 1 条に定める児童福祉の理念を前提に行うこと。併せて、保育所保育指針（平成 29 年厚生労働省告示第 117 号）及び国並びに市の定める諸法令・計画・要綱等を遵守するとともに、市の指導に従うこと。

また、運営事業者はこれまでの大曲保育所の運営・保育内容を十分に踏まえ、子どもたちのよりよい成長のために、保護者の意向を十分に配慮した上で相互の意思疎通に努め、円滑な移管を行うこと。移管後も安定的・継続的な運営を行い、児童・保護者・地域等との信頼関係の維持向上に努めること。

（1）施設の名称

施設の名称は、施設の公益性と中立性を鑑み、市と協議のうえ決定すること。

（2）覚書等の締結

移管法人は、市と設置及び運営に関する覚書等を締結するものとする。

（3）開園日

施設の開園日は、月曜日から土曜日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び 1 月 29 日から 1 月 31 日までの期間を除く。）までとする。ただし、これを超えて開園日を提示することを妨げるものではない。

（4）保育時間

通常保育は 11 時間実施。また、延長保育を実施すること。

（5）特別保育事業

延長保育事業の実施は必須とする。また、通常保育とは別に一時預かり事業等の子育て支援事業を実施すること。

（6）保育料

東松島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する規則で定められている金額とし、保育料の算定及び徴収については、市が行う。なお、認定こども園の場合は保育料の徴収は認定こども園が行う。

（7）給食

完全給食（月曜日から土曜日の提供）とし、食物アレルギー対応については、厚生労働

省「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に準拠した取扱いとすること。

3歳以上児の給食費は主食費が500円/月、副食費が4,500円/月を基本とすること。

(8) 特別な支援を要する子ども及び保護者への対応

障がい児や発達支援を要する子ども及び保護者への対応に係る支援体制を整備するとともに、その受入については、市全体の入所調整等に協力すること。

また、障がいの有無にかかわらず、児童一人ひとりの個人差や宗教、国籍等の多様性を尊重した保育（いわゆるインクルーシブ保育）の実施に努めること。

(9) 園内行事等について

市内公立保育所及び私立保育園において実施される行事等との間に著しい格差が生じないように、適切に実施すること。保護者の信仰の多様性に配慮し、宗教的な行事、催事等は実施しないこと。ただし、クリスマス会等一般的に社会に定着していると思われる行事については、この限りでない。

(10) 保護者の費用負担

実費徴収においては保護者に過度な負担を求めないこと。また、新たな実費徴収が必要な場合には保護者との協議により実施すること。

(11) 入所児童の円滑な引継

ア 継続児童の受入れ

施設開園日の前日における入所児童については、市が入所決定した児童について、基本全員を受け入れるものとする。また、特に保護者の意思表示がない限り、卒園までの教育・保育を継続して提供できる体制を整えること。

イ 合同保育・引継ぎ保育の実施

円滑な引継を進めるため、民営化前に合同保育、民営化後に引継ぎ保育を始めとする対策を講じること。合同保育・引継ぎ保育の実施期間、引継の具体的内容等に関しては、移管法人と市との間で別途協議の上定めるものとする。

ウ 地域連携

現在、大曲保育所は入所児童に地域的制限を設けていないが、開設以降これまでの経過から、地域性の高い保育施設（小学校との連携、地域行事参加、子育て支援拠点との協働等）となっている現状である。地域の特色を生かした施設運営、地域住民とのつながり等、これまでの歴史を尊重した保育の実施に配慮すること。

エ 保護者対応

大曲保育所に入所している児童の保護者の新たな経済的負担や保育環境の変化に配慮し、保護者からの意見に真摯に対応し、保育サービス向上に努めること。

なお、今後保護者説明会を実施する予定であり、市から要請があれば優先交渉法人（または移管法人）も説明者として参加すること。

また、必要に応じ、移管法人、保護者及び市で構成する三者協議会を設置すること。

オ 職員について

現在市に雇用されている会計年度任用職員について、民営化後の大曲保育所での勤務

を希望する職員がいる場合は、選考において一定の配慮を行うこと。ただし、採用基準は移管法人が定める。

なお、民営化前に保育理念、雇用体系等に関する説明機会を設けること。

(12) 法令の遵守

施設の運営に当たっては、児童福祉法、子ども・子育て支援法、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律等の関係法令を遵守すること。

9 その他留意事項

(1) 計画の変更

移管法人として決定された後の応募計画の変更は、原則として認めない。ただし、サービスの向上につながるものや、施設の実施設計に伴う軽微な変更等、やむを得ない事由であり、かつ審査の評価に影響を与えないものについては、市と協議のうえ、認める場合がある。

(2) その他

ア 本仕様書の記載内容については、国・県及び市の制度改正に伴い変更する場合がある。

イ 本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合、市と協議して決定する。